

第 5 回 大 阪 府 環 境 審 議 会
会 議 録

平 成 8 年 2 月 9 日 (金)

KKRホテルオオサカ3階「銀河」

第5回大阪府環境審議会会議録

1. と き 平成8年2月9日(金) 午前10時から

2. と ころ KKRホテルオオサカ 3階 「銀河」の間

3. 出席委員

会長	矢吹 萬壽	委員	東 武	委員
会代理	中馬 一郎	委員	北川 伊伸	委員
	秋山 文一	委員	中沢 一太郎	委員
	池田 敏雄	委員	杉本 武	委員
	池田 有光	委員	杉本 弘志	委員
	井田 和子	委員	西野 茂	委員
	國則 登代	委員	阿部 誠行	委員
	鈴木 善次	委員	*磯村 隆文	委員
	須田 政勝	委員	*原 昇	委員
	田中 忠明	委員	*林 實	委員
	中澤 禮次郎	委員	*喜多 洋三	委員
	中村 浩	委員	*寺田 為三	委員
	政井 孝道	委員	堀端 宏	委員
	又野 淳子	委員	*清水 行雄	委員
	萬金 映子	委員	南殿 利正	委員
	山口 百合子	委員	*大島 綏子	委員
	山田 卯三郎	委員	*岩田 満泰	委員
	山村 万里子	委員	*中山 靖之	委員
			*武林 郁二	委員
			*脇 雅史	委員

以上 38名

(*は代理者が出席)

(午後10時00分開会)

○事務局 お待たせいたしました。まだお見えでない委員の方もございますが、予定の時刻が参りました。

現在ご出席いただいております委員の人数は33名でございます。大阪府環境審議会条例の規定によりまして、本会は成立いたしておりますので、ご報告申し上げます。

開会に当たりまして、大阪府の山田知事から一言ごあいさつを申し上げます。

○山田知事 皆さんおはようございます。早朝からのご出席を賜り、誠にありがとうございます。

きょう改めまして、審議会会長様に、我々の案をもっております、この諮問をさせていただきます。何とぞ皆様方、最後までよろしくご審議を賜りますよう、心からお願いをいたしまして、簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

○事務局 それでは、矢吹会長に議事をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○矢吹会長 それでは、皆さんどうぞよろしく願いいたします。早速議事を進めさせていただきますと思います。

本日は、大阪府より2件の諮問があるということでございますので、まず、諮問を受けたいと思います。

○山田知事

大阪府環境審議会

会長 矢 吹 萬 壽 殿

大阪府知事 山 田 勇

平成8年度公共用水域の水質測定計画及び
地下水質測定計画について（諮問）

水質汚濁防止法第16条の規定により、平成8年度における公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画を別添案のとおり作成することについて、貴審議会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

(山田知事より矢吹会長に同諮問文を手渡す)

大阪府環境審議会

会長 矢 吹 萬 壽 殿

大阪府知事 山 田 勇

化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定及び
総量規制基準の改定について(諮問)

水質汚濁防止法第4条の3第1項並びに第4条の5第1項及び第2項の規定により、化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願いをいたします。

(山田知事より矢吹会長に同諮問文を手渡す)

○事務局 山田知事から再度皆様方にごあいさつを申し上げます。

○山田知事 第5回大阪府環境審議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、委員の皆様方には、本日はご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃大阪府の環境行政の推進に格別のご支援、ご協力をいただいております。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、環境行政の基本は、言うまでもなく、府民の生命と健康を守ることであり、豊かな環境を将来の世代に残すことでもあります。私は昨年4月に知事に就任して以来、あらゆる施策、あらゆる行政分野において、環境問題を常に考え、より良き環境ができるだけ優先的に配慮されるよう努めてきたところでございます。

昨年9月に審議会からご答申をいただき、現在策定作業を進めております「環境総合計画」は、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、環境への負荷が少ない、持続可能な社会を構築していくための大阪府の基本的な計画となるものでございます。

本日ご報告させていただきます「概案」は、庁内15部局、81名からなるプロジェクトチームのメンバーが検討したものを取りまとめたものでございますが、今後、この「概案」をもとに、府民の皆さんの意見をお聴きし、内容にも反映させた上で、年度内に大

阪府の計画として取りまとめてまいりたいと思っております。

今後は、環境総合計画に基づき、豊かな環境づくりに向けた施策を推進し、大阪らしい魅力と個性、風格を備えた環境都市大阪づくりを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、第4次COD総量削減計画や、来年度の公共用水域の水質測定計画などについてお諮りをいたします。大阪湾の水質は、以前に比べ改善されたとはいえ、海の汚濁指標でありますCODの環境基準は、湾の奥部を除いて、達成されていない状況であります。このため、さらに一層の水質改善を図る必要があり、総量規制基準等についてご審議をお願いいたします。

最後になりましたが、委員の皆様には活発なご審議をお願い申し上げますとともに、皆様のますますのご健勝とご活躍をお祈りいたしまして、ごあいさついたします。

ありがとうございました。ご苦労さまでございます。

○事務局 誠に恐れ入りますが、山田知事は、あいにくほかに公務がございますので、ここで退席させていただきます。

○矢吹会長 ただいま「平成8年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画」と「化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定」につきまして、知事から諮問を受けました。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議題1「平成8年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画」についてご審議をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本件につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

○岩崎水質課長 おはようございます。水質課長の岩崎でございます。

それでは、本日お諮りしております議題1「水質測定計画（案）」についてご説明を申し上げます。座らせていただきます。

水質汚濁防止法の第15条におきましては、知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない、と定めております。また、同法16条におきまして、毎年、知事は、国の地方行政機関の長と協議し、公共用水域及び地下水の測定に関する計画を策定するとされ、併せて、国、地方公共団体は、測定計画に従って測定を行いまして、その結果を知事に送付するもの、とされております。

そこで、大阪府では、近畿地方建設局をはじめ大阪市、堺市等の水質汚濁防止法に基

づきまず政令委任市8市等のご協力を得まして、水質測定を行ってまいりますことから、これら関係機関の水質測定が統一的かつ総合的に実施されますよう、毎年、水質測定計画を作成するものでございます。このことから、毎年、本審議会にご審議をお願いしているものでございます。

この測定計画に基づいて測定いたしました結果につきましては、毎年「環境白書」等により公表しているところでございます。

それではまず、平成6年度の大阪府下の水質の現況につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

お手元の資料1-6をご覧くださいと思います。これは、平成6年度の大阪府下の公共用水域及び地下水の水質の概況について取りまとめたものでございまして、4ページ以降をご覧くださいますと、平成6年度の水質測定結果をまとめております。

まず、河川につきましては、98河川、138地点において測定を実施したところでございます。人の健康の保護に関する項目につきましては、ジクロロメタンが2河川で環境基準を達成しておりませんでした。その他はすべて達成しております。

次に、5ページの図-1を見ていただきたいと思います。水域ごとに設けた環境基準点で評価しております生活環境の保全に関する環境基準につきましては、4ページの表-1のとおり、代表的な汚濁指標とされておりますBOD（生物化学的酸素要求量）を見ますと、府下で環境基準が設定されております73水域のうち29水域で環境基準を達成しております。平成6年度は、稀に見る渇水でございまして、流量の低下等により水質の悪化を来した河川がございまして。

引き続きまして、海域でございまして、健康項目につきましては、すべての測定点で環境基準を達成しております。

次に、大阪湾奥部から中央部にかけて、C類型、これは8ppmでございまして。B類型3ppm、A類型2ppmにそれぞれ類型指定された海域ごとに、15の環境基準点で評価する生活環境項目でございまして、代表的な汚濁指標とされておりますCOD（化学的酸素要求量）につきましては、湾奥部のC海域においては環境基準を達成しておりますが、A、B両海域では達成いたしておりません。今後水質の改善を図るために、後でお諮りいたします工場・事業場に対する総量規制をはじめ、下水道の整備、生活排水対策など種々の施策を総合的に講じていくことが必要でありますので、鋭意これらの施策の推進に努めているところでございます。

次に、6ページをお開きください。

地下水質の現況でございます。地下水質につきましては、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査と3種類の調査を実施しております。それと、地下水質の評価基準は、先にご説明いたしました公共用水域の環境基準を用いることとなっております。

まず、概況調査でございますが、府域全体の地下水質を把握するために、府域を2kmメッシュに区分いたしまして、約530でございますが、この区域の1地点を選んで、順次測定を実施しております。平成6年度は87の井戸について測定いたしました。その結果、87の井戸の測定点中2地点で評価基準を超えております。

次に、汚染井戸周辺地区調査でございますが、概況調査等でいずれかの項目が検出された井戸の周辺の汚染状況を確認するために実施するものでありまして、平成6年度は15地区で274地点の井戸水を測定いたしました。その結果、8地区、13地点で評価基準を超える検出がありました。これら8地区については、平成7年度以降、引き続き監視していくこととしております。

次に、これまでの地下水の調査結果をもとに、評価基準を超えていると確認された地区については、経年的な監視を行う必要があるため、定期モニタリング調査を実施しております。表-3をご覧ください。45地区の62地点で調査を実施いたしました。その結果、26地区、30地点で評価基準を超える状態が継続しております。定期モニタリング調査地点を図-2に示し、また、図-3にはこれまでの監視状況をお示ししております。

地下水質汚染対策につきましては、継続的な監視とともに、何よりも未然防止が重要でございますので、今後とも工場・事業場への規制指導に努めてまいりたいと考えております。

それでは、「平成8年度公共用水域の水質測定計画(案)」についてご説明申し上げます。

本測定計画の7年度からの変更点は、資料1-4をご覧くださいと思います。変更点としましては、海域の測定点が21から22に1地点増加いたしました。この地点は堺7-3区沖でありまして、堺市で担当していただいている地点でございます。

資料1-2「公共用水域の水質測定計画(案)」がございまして、1ページをお開きください。先に申し上げましたが、測定点につきましては、河川について98、138地点

で測定を実施いたします。海域については、大阪湾内で22地点、底質は、同様、海域15地点でございます。

1ページから3ページにそれぞれの測定項目を、それと6ページから7ページにかけてお開きいただきますと、それぞれの関係機関の測定の分担を記しております。それぞれの測定機関が力を合わせて、この測定を実施することになっております。

8ページから9ページにつきましては、これらの関係機関の測定が統一的に行われるように、それぞれの原則を取り決めております。

測定地点の詳細につきましては、10ページ、11ページから21ページまで、水域ごとに掲げておりますので、後でご覧をいただきたいと思っております。

22ページから23ページをご覧いただきますと、海域の測定点でございます、右のところの堺市沖のS-1と書いてあるところが、今回新たに追加したところでございます。

24ページ以降27ページまでは、測定方法、これは環境庁の告示で決まっております、JIS等によって測定を行うものでございます。

以上で公共用水域の水質測定計画については終わらせていただきます。

引き続きまして、同じく「平成8年度地下水質測定計画(案)」につきましてご説明を申し上げます。

7年度からの変更点については、資料の1-5をご覧いただきたいと思っております。

概況調査、汚染井戸周辺地区調査については、変更はございません。

継続的な監視を目的とする定期モニタリング調査の対象は、6地点、4地区増加しまして、2地点減少し、78地点、55地区となっております。

廃止した地点については、1地区を6地点で監視しておりまして、土地利用の関係で井戸の保守が不可能になったことからでございますが、4地点で継続することによって支障がないということになっております。

次に、資料1-3の1ページをお開きください。「地下水質の測定計画」でございます。

まず、調査の進め方や基本的な内容につきましては、前年度と同じでございます。概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査の3種類の調査を、関係機関と協力して実施することにしております。

次に、測定地点でございますが、先ほど申し上げましたように、平成8年度は88地点で調査することとしております。定期モニタリング調査につきましては78地点で実施す

ることとしております。

測定期間につきましては、3ページをご覧くださいますと、別表1がございます。それぞれの測定機関、関係機関が力を合わせて、11機関でございますが、調査を進めることとしております。

次に、測定項目でございます。概況調査につきましては、水質の一般的な性質を把握するための一般項目と、2ページの水質汚濁に係る環境基準健康項目の23項目について測定いたします。また、汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング調査につきましては、検出された項目を中心に測定いたします。

4ページから11ページには具体的な測定点、12ページにはJ I S等の測定方法を示しております。

別添に、先ほど申し上げました水質の測定計画の測定点がわかりますような地図を入れておりますので、今後ご活用いただけたら幸いです。

以上で「平成8年度地下水質測定計画（案）」のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○矢吹会長 ありがとうございます。

諮問の内容につきましては、ただいまご説明になったとおりでございますが、本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞよろしく願いたします。

○山口委員 連合大阪の山口でございます。

連合として、私たち組合員と組合員の生活と健康を守るということで取り組みをしていることがありますので、その観点から質問と要望をさせていただきたいと思えます。

大和川の浄化の問題なんですけれども、大和川がワースト1、ワースト2という、非常に大阪の恥というような状況になっているんですが、大和川を清流に変えようということで、連合大阪と連合の中で共同で大和川をきれいにしようという運動を3年前から行っております。それは、組合員が生活に対する認識をきっちりと改めるということと、それから川を見直していこうということの2つがポイントになっています。

そして、大和川を本当にきれいな川、清流にするということ、子孫に残していこうということを目標にしながらやっているんですが、今年の取り組みとしては、大和川の流入河川の水質調査ということで、奈良と大阪で取り組みを行います。

2月25日に、大和川に流れる支川を含めて、300地点で水質調査をやる。それも組合員が認識をするということで、組合参加で300地点をポイントに上げるということと、

そのうちの17地点については、やはり専門機関が要りますので、専門の測定機関に委ねるといふことで、調査活動をしていこうと思っています。

それともう1つは、源流の見直しといふことで、奈良の山奥になるんですが、そのこの林の植林、それから無農薬の食べ物をつくるといふことで、田植えだとか、そういった組合員の意識を変えていくといふ意味で、あくまで組合参加という形で、大和川の河川をきれいにしようといふことで取り組みを始めております。

ですけれども、この3年間の大阪での大気汚染、それから水質についても、環境基準値が非常に悪化しているといふことで、非常に憂慮しているんですけれども、その1つとして水がありますが、例えば水質をきれいにするために、生活排水をどうしたらきれいに流せるかといふことなんです、合併浄化槽の普及の問題になると思いますけれども、自治省も去年ですか、公共下水道として合併浄化槽を認めたという形跡がありますけれども、大開発の住宅地域はともかくとして、個人とかミニ住宅開発での合併浄化槽の義務づけだとか、生活排水の処理能力をどのようにして改善していくかといふことを、行政全般、そして生活者自身が考えなければいけないと思います。

ここで書かれておりますように、水質検査を定期的にやっていくといふことは大切なことですが、それと同時に、府民の意識アップといふことで、ぜひ府民のモニター、府民参加による場をつくっていくといふことをお願いしたいと思います。

以上です。

○矢吹会長 ありがとうございます。事務局から何か。

○岩崎水質課長 お答えさせていただきます。

大和川につきましては、先生ご指摘のように、水質汚濁がかなり進んでおりますので、この河川は直轄河川といふことでございまして、奈良から流れておるわけです。そこで、建設省が中心となって、「大和川清流ルネッサンス21」を平成5年11月に作りまして、ここは大阪、奈良、流域38市町村、流域住民によりまして、大和川清流ルネッサンス21協議会というものを設立いたしました。この協議会を通じまして、各種の排水規制なり河川浄化対策等が種々とられております。

大阪府におきましても、平成4年2月に「21コスモス計画」といたしまして、下水道の整備を2001年までに90%やっていこう。残りについては、生活排水対策としまして合併浄化槽等を進めていこうという計画を立てて、今、鋭意その推進に当たっておるところでございます。

また、水質課といたしましては、きょうも後でご審議をいただきます水質汚濁防止法の各種の規制基準を強化いたしまして、さらに規制指導の強化を図っていきたく思っております。

それと、特に大和川の水質改善を図るためには、生活排水の取り組みが非常に必要でございますので、府民の意識を啓発するために、先ほどもお話がありましたように、いろいろな府民参加の取り組みをやっておりまして、昨年の10月29日に「大和川まつり」をさせていただきました。この実行委員会の中には連合大阪さんも入っていただきまして、大和川のクリーン作戦、大和川の河川浄化のいろいろな紹介等をさせていただきました、非常に成功裏に終わらせていただきました。

それ以外にも、大和川の支川等を利用して、子ども水環境サミット、大和川かっぱ探検隊による水環境への提言等、広く啓発活動をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

貴重なご意見をいただきまして、とにかく府民参加ということも非常に重要なことでございます。私は常に言っておりますのは、我々は生活者だという立場で物を考えていただきたいと言っているわけですが、どうもありがとうございました。

そのほかにございませんでしょうか。

○阿部委員 確かに府民の参加というか住民参加で環境を保護していくというのは非常に重要な一つの観点だと思いますけれども、もう一つ、きょう報告を聞きましても、河川についても73水域中29水域でしか達成できていない。「NEW STEP 21」があって、既に計画されて、なおこういう達成状況だということ。あるいは、地下水についても、同様に、環境基準達成がまだまだ困難だと。こういうふうな状況で、一つは、環境基本条例を制定するときに、工場からの排水について、従来は許可制だったものを届出制にするとか、あるいは有害物質の排出に対する処理施設の義務づけ、これを測定するのが、河川への排水地点で達成しておればよいというふうに変えられるなど、こういった規制緩和が、いまなお河川の汚染とか、あるいは地下水の汚染にとって大きな問題点を残しているのじゃないか。この点について、なお50%にも満たないという状況についてどう考えておられるのか。目標を達成するための具体的な手だてや方策がもっと総合的にとられなければ、今の河川汚染とか地下水の汚染の問題は解決されないのではないかと考え

るんですが、その点についてはどうでしょうか。

○矢吹会長 では、事務局どうぞ。

○岩崎水質課長 お答えいたします。

まず、条例の基準の話でございますが、条例の基準につきましては、昭和46年の条例によりまして、49年に施行規則をつくりまして、施行いたしました基準でございます、それ以降、法律の基準が非常に整備されてまいりました。条例の基準を上回るような厳しさになってまいりましたことから、今回条例改正で見直したものでございまして、緩和をしたということではございません。むしろ、きょうもご審議いただいておりますように、法律によりまして規制強化を図っておるところでございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。次の問題もございまして、諮問どおりの内容で本日答申をしたらいかがかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

ありがとうございました。それでは、原案どおりの内容で、この諮問は答申させていただくことにいたします。

なお、答申文の作成等の取り扱いにつきましては、私にご一任いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、議題2の「化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定」に移らせていただきたいと存じます。

本件につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○岩崎水質課長 それでは、議題2の「化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定」の主旨についてご説明を申し上げます。

お手元の資料2-2をご覧くださいと思います。簡単な経緯と諮問の概要を示しておりますが、これらの諮問案件は、水質汚濁防止法の規定によりまして、知事が定めることになっております。下の参考にありますように、総量規制の制度は、瀬戸内海、東京湾及び伊勢湾の閉鎖性水域における環境改善を図るために、全ての発生源からのCOD負荷量を効果的に削減するための制度でありまして、昭和53年度に導入されました。今までこの制度に基づき3次にわたり総量規制が段階的に強化されてまいりました。今回は4回目の規制強化となっております。

今までの3次にわたる総量規制により、大阪湾の水質の状況は以前に比べて改善され

たとはいえ、依然として環境基準を十分に達成するまでには至っておりません。こうした状況は東京湾、伊勢湾でも同様でございます。国においては昨年8月、中央環境審議会からの報告を受けて、今回、これらに関連する20都府県での第4次総量規制実施の方針を固めたところでございます。

本府では、この国の動きを受けまして、第4次総量規制に関して、知事が定めるべき総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定について、本日ご諮問申し上げる次第でございます。

また、国としては、これら20都府県について一斉に総量規制を実施したいという旨の指導もございまして、誠に僭越ではございますが、5月頃までにご答申をいただき、それらを受けまして、夏頃には第4次総量規制を実施したいと考えております。

それでは、お手元の資料に基づきまして、詳しくご説明を申し上げます。

資料2-3をご覧くださいと思います。総量規制制度の概要についてご説明いたします。

まず、1ページでございますが、総量規制の制度の仕組みをフロー図で示しております。最上段の四角で囲ってあります指定水域、指定項目については、先ほど申し上げましたとおりでございます。国の代表的な汚濁の指標であるCODについて、総量を削減しようという制度でございます。

次の総量規制基準でございますが、事業場から排出されるCODを総量で規制しようとするもので、COD濃度と排水量を掛けた負荷量が基準となっております。この対象となりますのは、1日当たり排水量が50㎡以上の事業場でございます。ちなみに大阪府下では約1,500の事業場が対象となります。

総量規制基準は、232に及ぶ業種ごとに環境庁長官が幅を示しまして、これを受けて知事がその基準の範囲の中で個別具体的に基準値を設定することになります。本日ご諮問申し上げますのはその1つでございます。

次に、総量削減基本方針でございますが、これは総量削減のための基本的な方針として、削減目標や削減目標年度について国としてフレームを示すものでありまして、内閣総理大臣が定めるものでございます。

次の総量削減計画でございますが、先の国の総量削減基本方針に従いまして、このフレームに従って、個別具体的に発生源別の削減目標量や削減の方途について知事が定めることといたしております。

これがもう1つのご諮問申し上げる内容でございます。この中に総量規制基準による削減効果が位置づけられるわけでございます。

一番下の欄は、計画推進のための各種の手だてを示しております。

次に、資料2-4をご覧くださいと思います。第3次の総量削減計画の実施状況でございます。

1ページをご覧くださいと思います。まず、第3次総量削減計画の概要でございますが、平成6年度の削減目標量は、生活排水88t、産業排水27t、その他8t、合計123tでございます。また、その削減目標量の達成のための方途としては、ここに書いてあります下水道の整備ほか各種の施策を推進することとしておりまして、こうした計画の実施後のCODの推移を下の表-1に示しております。

昭和54年度から大阪府域の排出されるCODに係る推移を示したものでございますが、3次にわたる計画の実施により、当初の190tから逐次削減がなされまして、平成6年度には123t、現在精査中でございますが、達成されるものと考えております。

2ページをお開きください。大阪湾のCOD濃度分布を第1次の総量規制スタートの当時から経年的に示したものでございまして、COD負荷量の削減に伴い、徐々にではあります、全体として低濃度分布が広がり、水質の改善がなされております。

3ページをご覧くださいと思います。これは先ほどの負荷量の削減のために実施した主な対策でございまして、下水道の整備を例にとりますと、大阪府域全体で平成6年度は既に72.3%の普及率となっております。この5年間に9.4%の普及率の向上がございました。あとは、し尿、浄化槽等の高度の処理の状況でございますが、表に示しておりますとおり、それぞれ整備が進んでおります。

一番下の欄になりますが、総量規制の根幹をなす総量規制基準の適用については、基準改正に伴いまして、関係工場について基準の遵守を指導したところでございます。

4ページをご覧くださいと思います。生活排水対策や小規模な事業場に対する指導も併せて行いました。特に生活排水対策につきましては、先ほどからお話ございましたが、平成6年度までに河内長野市、東大阪市、八尾市、柏原市の4市を水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定するとともに、府域全体で、お話もございました各種啓発活動を行ってきたところでございます。

その他、さきにご審議いただきました水質測定計画に基づき水質の監視を行うとともに、河川の水質、大規模発生源の測定局の整備もしております。

次に、資料2-5をご覧くださいと思います。

1ページをお開きください。これは水質総量規制に係る中央環境審議会の答申の概要をまとめた資料でございます。

まず、上の欄でございますが、昨年8月に出された総量規制専門委員会報告でございまして、今後とも流入するCOD負荷量を削減することにより、水質改善が期待できること。第4次総量規制においては、平成11年度を目標年度とするCOD負荷量の計画的削減を継続していくこととしておりまして、第4次総量規制が必要であると報告されております。

この報告を受けました国は、昨年9月に、総量規制基準の改定について中央環境審議会に諮問をいたしまして、去る1月26日に答申がなされております。

それでは、水質総量規制に係る答申の要旨をご説明申し上げます。

まず、基準改定の基本的な考え方でございますが、第4次総量規制においては、工場等の排水水質の実態、排水処理技術の水準、汚濁負荷量削減のためにとられた対策等を勘案いたしまして、公平性の確保に努めながら排出される負荷量の削減を図る。また、特に新增設の工場等からの負荷量についてはできるだけ抑制するという考え方で設定しております。

総量規制基準の算定式でございますが、先ほどご説明いたしましたように、汚濁負荷量 L は、施設の設置時期によって定められたCODの濃度の C と排水量とを掛け合わせた積になっております。この C の値は、施設の設置時期の新しいものほど厳しくなっております。この C の値は、国が示した範囲で知事が個別具体的に定めることと定められております。

次に、2ページをご覧くださいと思います。上の表は、今回の答申の中で、 C の値の範囲の改定を示したものでございまして、232の業種区分がされております。その中で下限値、上限値の改定等がなされておるわけですが、今回は食品、紙パルプ、化学など全部で97の業種が改定されました。

下の表は、232業種のうち1番から10番までの業種について、第3次総量規制との新旧対照を例として示したものでございます。例えば今回変更がない例としては、1番の畜産農業がございまして、第3次総量規制で国の示す範囲が C_0 と C_1 、40から60、 C_1 が30から50で、大阪府では第3次規制では全て下限値を採用してはございましたが、今回の改定ではその範囲の変更はございませんでした。

次に、今回強化された例として、6番の乳製品製造業におきましては、C₁のところ
でアンダーラインを引いておりますように、20～40と、第4次総量規制実施以降の新增
設に係る部分が追加強化されております。8番、10番も同様でございます。このように
232の業種の区分にわたりまして基準の強化改正がございました。

3ページ以降に、今回答申されました232の業種のC₀、C₁、C₂の範囲を個別に
お示ししております。今後、知事はこの232の個別業種ごとに、排水の水質の実態、排
水処理技術の水準、水質に影響する製造・生産技術の内容等を精査いたしまして、この
範囲の中から基準値を設定する必要があるわけでございます。

以上でご説明を終わらせていただきますが、非常に技術的、専門的な内容で恐縮で
ございますが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

諮問の内容につきましては、ただいま説明のあったとおりでございますが、本件につ
きまして、何かご意見なりご質問をお願いいたします。

ご質問がないようでございますが、事務局の説明にもありましたように、諮問の内容
というのは、非常に技術的であり専門的なものになっておりますので、本件につきま
しては、前回、公害対策審議会で審議をしたときに、専門委員会を設置して、十分にご審
議、ご討議を願っておりますので、私といたしましては、今回も審議を進めるに当たり
まして、専門的な委員会を設けてご討議いただければと考えますが、それについて何か
事務局の方でお考えがございましたら、どうぞお願いいたします。

○岩崎水質課長 今回の諮問内容の検討に当たりましては、先程来ご説明させていただ
きましたように、232の業種ごとに水質汚濁の原因となる工程、排水処理方法、排水水質
の現状に関する評価等、水質汚濁に関連する専門的・技術的な視点が必要不可欠である
と考えております。このことから、会長のご発言にありましたように、過去3回の公害
対策審議会では、発生源となる工程や排水処理施設、排水処理技術等にご造詣の深い各
方面の先生方に専門委員をお願いいたしまして、ご検討をいただきました。今回も、前
回と同様、専門委員会でご検討をいただくのが適切ではないかと考えております。

私どもとしましては、専門委員会の先生については、本審議会から過去の専門委員会
で座長をお務めいただきました近藤委員、また環境保全条例の検討で水質部会の座長を
務められました國則委員をお願いすることといたしまして、ほかに専門委員といたしま
して、水質問題にご造詣の深い化学工学、衛生工学等の分野の先生方にもご参画をいた

だき、ご検討をいただきたいと考えておるところでございます。

なお、専門委員会では3回から4回のご審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明がございましたけれども、それにつきまして、何かご意見なりご質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

これにはご異存がないと思いますので、それでは、専門委員会を設置して、専門的、技術的な事項につきましてご討議をいただき、審議会にご報告いただくことについてお諮りいたしますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

どうもありがとうございました。

次に、専門委員会の公開についてでございますが、平成6年8月に開催した第1回の審議会で、会議の公開の扱いについては、部会や専門委員会の公開の扱いについては具体的な諮問事項が出てきたときに決定する、ということにいたしておりますので、ここで専門委員会の公開の取り扱いについて決めたいと思いますが、まず、事務局よりご説明いただきます。

○岩崎水質課長 それでは、説明させていただきます。

先程来申し上げておりますように、水質の総量規制基準は、232の業種ごとに設定するものでございまして、基準の設定に当たりましては、当該業種の排水実態を中心として、各業種の排水に影響を与える原材料の種類や量、製造機械の種類、反応条件、歩留まりをはじめ排水処理方法も勘案して、検討を加える必要がございます。

特に原材料の種類や量、製造工程、製造方法等に関する情報は、法人または個人の生産技術上のノウハウであると考えております。大阪府公文書公開等条例第8条では、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人または当該個人の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められる情報が記載されている公文書等については、公開しないことができる、とされております。

また、会議の公開に関する指針では、大阪府公文書公開等条例第8条の規定に該当する情報に関し審議する場合、会議を公開しないことのできる、とされております。

このような観点から、今までの3回にわたる総量規制基準の改定等に際しての専門委

員会は非公開で進めていただきました。

私どもとしましては、専門委員会の先生方に、検討を加えるべき事業場の原材料や製造方法などのノウハウに係る部分を含んだ事業内容を最大限に提供し、真に実態を反映した適切な基準値のご検討をお願いしたいと考えております。従いまして、公開すれば、法人や個人の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められますので、専門委員会は非公開とせざるを得ないと考えております。

なお、専門委員会でご検討いただきました案につきましては、次回の本審議会の場でご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明につきまして、何かご意見なりご質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

それでは、ご意見がございませんようですので、専門委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。

事務局からの説明にもございましたように、この案件は、公にすることにより、法人や個人の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められますので、専門委員会につきましては非公開としてよろしゅうございますでしょうか。

先ほどの説明がございましたように、この専門委員会の結論は、この審議会でもまた慎重なるご審議をいただくことになっておりますので、非公開といたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

ありがとうございます。

それでは、専門委員会は非公開ということにいたします。

それでは引き続きまして、議題3の「大阪府環境総合計画概案」に移りたいと存じます。

環境総合計画につきましては、昨年2月に計画の長期的な目標や施策の展開についての考え方など基本的な事項について諮問を受けまして、中馬委員長をはじめ皆さんの熱心なるご審議を経まして、昨年9月26日に私から知事に答申したところでございます。

府の方では、答申をもとに計画の策定作業を進めていただき、このたび計画の概案がまとまったところでございます。その概案をもって、近く府民の方々のご意見を府の方で聴いていかれるということですが、その前に、本審議会でその内容を報告す

るものでございます。

事務局の方でよろしく願いたします。

○吉田環境管理室長 環境管理室長の吉田でございます。よろしく願いたします。

本審議会から答申をいただきました環境総合計画に関する基本的な考え方に従いまして、広く府民の方々のご意見をお聴きするというところで、環境総合計画策定の現在までの作業内容について、資料3-1の「大阪府環境総合計画概案」として取りまとめたところでございます。これを報告させていただきまして、この概案をもちまして広く府民の方々のご意見を承っていききたいというふうに考えております。

それでは、座って説明させていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。これは、1ページの序では、審議会答申の前文で示されておりました内容に基づきまして、環境についての最近の動向、課題、あるいは震災とか国道43号公害訴訟判決を踏まえまして、計画策定に当たった旨を記述してございます。

内容につきましては2ページからでございますが、第1部として「計画の基本」ということで、この環境総合計画は、大阪府環境基本条例に基づき、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定したものでございまして、計画の主旨としましては、豊かな環境の保全と創造のために、長期的な目標及びその実現に向けた取り組みの基本方向を示しますとともに、(2)に、すべての主体が協働して取り組むために、豊かな環境の保全と創造に向けた行動規範を示す。また、(3)で、地域から地球までの環境を良くするために、幅広い施策を展開し、また、災害に強い都市づくりや人にやさしいまちづくり等とも相互に連携した施策の展開を図る。さらには、(4)にありますように、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築のために、経済社会システムなど環境への負荷を与えるより根本的な原因にまで遡って、環境への対応を明らかにするというところでございます。

右の第2節の「計画の期間」は、答申のとおりでございまして、いわゆる NEW STEP 21の継続性及び「大阪府新総合計画」との整合性を踏まえまして、2025年を見通しつつ2001年度までということで、計画の期間を考えてございます。

第3節の計画の対象は、対象地域としては、大阪湾を含む大阪府全域、それから計画の対象は、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境としております。

4ページでございますが、計画の構成といたしまして、右の図の方でご説明を申し上

げますと、「環境総合計画の構成」ということで、くくりが4つございます。第1部 計画の基本、第2部 長期的な目標、第3部 施策展開、第4部 計画の効果的推進でございます。これは目次と同じでございます。

計画の基本につきましては、今申し上げましたように、計画の主旨、期間、対象、構成を掲げてございます。

第2部の長期的な目標では、「豊かな環境都市・大阪」の構築を目指した目標で、第3部の施策展開につきましては、基本的施策という全体に共通した施策と、それから生活環境、自然環境、都市環境、地球環境の5章の構成でこの計画をつくってございます。

また、第4部では、この計画全体の効果的な推進を図りますために、環境に配慮した取り組みの推進と、計画の推進体制、あるいは進行管理を掲げてございます。

次の6ページをお開きいただきたいと思います。

第2部の「長期的な目標」でございます。環境政策の基本理念であります「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」を目指しまして、21世紀の第1四半期、2025年を目途に、良好で快適な環境が享受できる「豊かな環境都市・大阪」の構築を図ることを目標といたしまして、目標のイメージとしましては、「環境への負荷が少なく良好な環境が享受できる大阪」、「ゆとりと潤いがあり、四季が感じられる大阪」、「環境を大切にす文化が誇れる大阪」を掲げました。

また、「豊かな環境都市・大阪」の具体的な目標を掲げますために、4つの環境分野——生活環境、自然環境、都市環境、地球環境でございますが、この4つの環境分野に横断的な関わりを有する課題として、答申で示されております交通、資源、エネルギー、水、緑を取り上げまして、おおむね2025年における望ましい姿を示してございます。

交通につきましては、環境への負荷が少なく、利便性の高い交通体系が整備され、環境に配慮したライフスタイルや物流形態が形成されていること。

資源につきましては、生産、流通、消費などの物質の流れに携わるすべての主体が廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入が最小限に抑えられているとともに、環境へ排出される負荷が自然の復元能力の範囲内になっていること。

エネルギーにつきましては、生産、流通、消費等全ての段階でエネルギー消費の抑制が徹底され、未利用エネルギーや自然エネルギーの活用などにより、環境への負荷の少ないエネルギーシステムが構築されていること。

水につきましては、河川流量の確保や水質の向上、水源のかん養機能の向上等による

健全な水循環の再生と創造、豊かな水辺生態系や親水空間の保全・創造により、府民にとって健康と豊かさが感じられる良好な水環境が構築されていること。

緑につきましては、府域の地域特性を活かしつつ、アメニティの形成、ビオトープの確保、防災など緑の持つ多様な機能が十分に発揮され、各主体の協働により、府域全体として緑のネットワークが形成されていること。

以上でございますが、より具体的な目標を掲げて、そのときの状況をよりわかりやすくという答申の内容もございまして、これを受けまして、97ページでございますが、「主要課題別の目標」というものをまとめてございます。97ページの上にあります波線の枠でございますが、今読み上げました文章がこの波線の中でございまして、交通につきましては、波線の部分についての詳細を、(1)の交通体系、(2)の自動車交通、(3)の沿道環境の保全という内容でより具体的に示してございます。

次の98ページでは、資源に関しまして、同様に波線の中の文章のより詳しい内容としたしまして、(1)の資源の採取、(2)の生産・流通・消費。ここでは、取り組みを実践、実行していくという考え方で目標をという答申を踏まえまして、そういった意味合いの部分も触れてございます。

また、次のページの(3)資源の再生、(4)自然界への還元、こういったものについても掲げておりまして、自然界の還元につきましては、リサイクルの概念を自然の物質循環に広げた考え方をすべきだという答申も踏まえておりまして、そのような主旨で掲げてございます。

また、99ページから100ページにかけてはエネルギーの関係でございますが、(1)エネルギー消費の抑制。エネルギーでは、例えば上から3つ目の○でございますが、人や物の移動が少ない職住近接型の土地利用の観点、あるいは(2)の環境への負荷の少ないエネルギーシステムの構築、3つ目の○では、エネルギーの消費密度の高い都市域においては、必要な環境対策を講じたコージェネレーションシステム等の導入が図られていること。あるいは、最後の○ですが、環境への負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動が構築され、ヒートアイランド現象が解消されていることなど、答申の内容を踏まえて記述してございます。

また、水の関係につきましては、(1)環境への負荷の少ない水利用と安定供給、(2)水質の向上、(3)水循環の再生、(4)水辺生態系の保全とネットワークの形成、(5)親水空間の創造ということで、より具体的に記述してございます。

また、102ページの緑の関係につきましても、(1)地域特性を活かした緑の量的拡大と連続性の確保、(2)の自然環境への影響の緩和とビオトープの確保。ここでは、ビオトープやミティゲーションという人間活動によるマイナスの環境影響を緩和するためのあらゆる保全行為の考え方を入れてございます。また、(3)の防災面に配慮した快適な都市空間づくりについても、答申を踏まえまして、防災関係については後ほど施策でもご説明いたしますが、防災面を掲げてございます。また、(4)の緑の保全・創出・管理の基盤づくりということで、以上が長期的な目標の具体的な内容でございます。

7ページに戻っていただきまして、こういった長期的な目標に対しまして、7ページの中ほどに、第2節「長期的目標の達成の方途」ということで記述してございます。

「豊かな環境都市・大阪」の構築に当たっては、交通、資源、エネルギー、水、緑についての望ましい姿が示すように、環境に配慮した新たな経済社会システム、新たな都市空間、新たな価値観を創出する必要がある。とりわけ環境の保全と創造を図る見地から、次の取り組みを進めるとしまして、答申にもご指摘のありました長期的目標を実現する道筋というものを示してございます。

新たな経済社会システムの創出に関しましては、「環境負荷の少ない循環型システムへの変革」、新たな都市空間の創出に関しましては、「自然が調和できる活力のある都市の構築」。自然と調和したという意味では、答申にもございましたように、人間中心の考え方ではなく、人間は自然の一員であるというふうな視点を踏まえてございます。また、新たな価値観の創出に関しましては、「自主的に環境に配慮する気運づくり」ということで道筋を示しておりまして、これらは府の中長期的な環境政策の基本姿勢と位置づけることとしております。

具体的には、第1で「環境への負荷の少ない循環型システムへの変革」ということで詳しく述べてございます。

8ページの上から3行目でございますが、「このため」ということで、循環型システムの構築に向けて、社会的合意を得ながら、環境に費やされるコストを市場経済に組み入れていくことを主眼に、誘導、制限、規制等の手法の確立を図るということと、それから循環型システムの構築に向けた基盤づくりを進めていく。また、社会的合意を得ながら、府域全体、社会全体と段階的に拡大していくことにより、現在の経済社会システムとは異なる成熟した循環型システムの確立を図っていく、というように記述させていただいております。

また、第2の「自然が調和できる活力のある都市の構築」につきましては、中ほどあたりから、「このため、都市の魅力を高める環境の創造に向けて、自然が与えるアメニティの活用を主眼に、自然の営みが人々の活動とも調和する空間を、府民・事業者・行政が一体となって造り育てること」、あるいは「実際に都市の中で自生できるビオトープを確保するよう、ネットワークの質を高めていく」などとしております。

次に、第3の「自主的に環境に配慮する気運づくり」につきましては、9ページの上から2行目でございますが、「このため、環境への配慮が自発的になされることについて、環境教育・学習を通じた価値観の醸成を主眼に、資源・エネルギー・水の消費や自動車の利用、森等の緑が環境に与える影響を体験的に認識できる場や機会を拡大していく」とか、それから最後の方にございますが、「経済的な誘導や商品への環境負荷のレベルの表示等により、環境に優しいライフスタイルの実践が行いやすい条件を整備していく」ということで、答申の主旨を活かした中長期的な取り組みの方向を示してございます。

今ご説明いたしました内容は、10ページの図では、計画の長期的な目標と達成の方途ということで、その関係を示してございます。10ページの一番下の枠でございますが、左上に「21世紀初頭までの施策展開」ということで書いてございます。これは構成でもご説明いたしました第3部の5つの章でございますが、こういう施策——上の方が2025年を目途とした長期的な目標でございますして、中間の矢印はいわゆる道筋、方途でございます。このような関係で施策を展開していこうということで整理してございます。

次に、11ページの第3部「施策展開」でございますが、先ほどご説明いたしました10ページの図の下の段のところの内容でございます。

11ページの4行目に「長期的な目標の達成の方途に沿って、豊かな環境の保全と創造に関する諸施策を体系化し、これを着実に計画的に実行していく必要がある」として、中ほどでございますが、第1章では、環境の分野に共通する基本的施策、また、第2章から第5章では、①で生活環境、②で自然環境、③で都市環境、④で地球環境というものに関しまして、21世紀初頭に向けた施策の基本方向と目標を示してありまして、目標の数は合計で49項目ございます。

施策の展開を図ることにつきましては、それぞれ体系図で整理をしておりますが、施策の数は494項目でございます。こういったことで内容を整理してございます。

また、災害に強い都市づくりや人にやさしいまちづくりなど各種施策の相互の有機的

な連携を図り、総合的かつ計画的に諸施策を展開するとしております。

それでは、まず第1章でございますが、「豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進」ということで、総合的、計画的な施策推進の第1が「諸施策の相互連携」でございます。中ほどに■がございますが、環境行政推進会議の運営、豊かな環境づくり大阪府民会議の運営を掲げております。

この■が施策や事業でございまして、先ほど申し上げました494項目でございます。

また、各種計画との連携、あるいは多様な施策手法の活用ということについても、答申の主旨を踏まえて、その内容を整理してございます。

それから、第2節では「事業活動における環境への配慮」といたしまして、第1の規制的手法の活用、第2の環境影響評価の推進、あるいは次のページでは、第3の自主的環境管理の促進等を掲げてございます。

第4の経済的手法による環境負荷の低減では、答申内容を踏まえまして、インセンティブを与えるというような考え方を反映いたしております。

次に、こういった形で基本的な施策を進めていくということで、20ページでございますが、第5節「調査研究の推進」のところでは、幅広い環境の課題に対応いたしますために、21ページの②で、中長期的な研究課題として、19例の研究課題を掲げております。これは答申でも示されました今後調査検討が必要であるということに取り組むために、こういうことで取り組んでいくという例示を掲げてございます。

22ページは、基本的な施策の施策体系図でございまして、共通的な施策について、この体系図に基づき取り組んでいくということでございます。

第2章は、いわゆる生活環境に係る内容でございます。まず第1節では、現況と課題を取りまとめておりまして、23ページの基本方針というところに7つの◇がございますが、この項目ごとにそれぞれ現状と課題を取りまとめてございます。なお、これは概括的に取りまとめたものでございまして、詳細な現況と課題につきましては、「環境白書」で既にご報告をさせていただいております。

次に、28ページでございますが、生活環境に関しますそれぞれの基本方向と目標につきまして、先ほど申しました「自動車公害の防止」以下7つの項目でそれぞれ整理をいたしております。

基本方向につきましては、自動車排出ガス対策について、平成12年度末までに特定地域における二酸化窒素に係る環境基準をおおむね達成することを目標として、また、自

動車騒音対策につきましては、環境保全目標の達成維持に向け、発生源対策や交通流対策等を行っていく。

ここで、環境保全目標でございますが、110ページをお開きいただきたいと思っております。110ページの下の方でございますが、これが自動車の騒音の関係でございます、二酸化窒素と同様に、環境基準を位置づけております。このページを含めて、103ページから111ページの間は、生活環境に係ります環境保全目標をここに集約して掲げておりますので、以下「環境保全目標」という言葉につきましては、このページで集約をさせていただきます。

28ページにお戻りいただきまして、今申し上げましたように、自動車関係についてはそのような整理をいたしております。

第2で、廃棄物・リサイクル対策の推進、これも基本方向、それから29ページの目標ということで、それぞれ各項目ごとに、生活環境の7つの区分で順次整理をいたしております。

全体としましては、33ページに生活環境の主要施策を体系としてまとめてございます。

今ご説明いたしました生活環境の中の目標につきましても、少し戻りますが、32ページの下の方にありますように、目標については、化学物質のところ「安全管理により排出を抑制し、環境汚染を生じさせない」という抽象的な表現でございますけれども、これも答申に示されましたように、可能な限り目標の設定に努めたところでございます。

34ページ以降につきましては、33ページの体系図のさらに詳細について掲げたものでございまして、■は施策あるいは事業でございます。これは47ページまで順次記載してございます。

48ページでございますが、第3章「自然と共生する豊かな環境の創造」、これはいわゆる自然環境に係るものでございまして、第2章の生活環境と同様に、基本方針のところ◇で書いてありますように、4つの分類に従いまして、現況と課題を概括いたしております。

また、52ページでございますが、第2節で「基本方向と目標」を記述いたしております。

なお、この自然環境と次の都市環境の関係につきましては、答申に基づきまして、抽象的ではあっても可能な限り目標を掲げ、数値についても取り入れるようにというご指摘のとおり、その内容については、抽象的な表現ではあります、目標を掲げてござい

ます。

次に56ページでございますが、自然環境につきましての主要施策及び事業の体系図をまとめてございます。57ページ以降、この体系図に沿った施策、事業をまとめてございます。

次に、64ページでございますが、第4章「文化と伝統の香り高い環境の創造」ということで、都市環境の関係につきまして、やはり3つの分類に従って現況と課題を整理し、また、67ページのところで、その基本的な方向なり目標を記述いたしております。

これらの施策体系図は70ページのところで整理をいたしまして、全体として3つの大きなくりの中でそれぞれの施策を展開するというところで、以下詳しい施策・事業につきましては、■で71ページ以降記載してございます。

76ページは、4つ目の環境であります地球環境に関するものでございますが、これも同様のまとめ方で整理をいたしております。82ページで、全体の施策体系を取りまとめてあります。

それから88ページでございますが、第4部では「計画の効果的推進」ということで、第1章「環境に配慮した取組の推進」ということで、ここでは5つのそれぞれの主体別に役割と取組みをまとめてございます。

第1節では「府の役割と取組」、第2節では「市町村の役割と取組」、第3節では「事業者の役割と取組」、91ページでございますが、第4節では「府民の役割と取組」、それから92ページの第5節では「民間団体の役割と取組」、これはいわゆるNGOやNPOの活動に期待をした部分でございます。

それから第2章でございますが、「計画の推進体制と進行管理」ということで、答申にも示されました主旨を踏まえまして、「計画の推進体制」、以下「財源の確保」などを記述いたしております。

最後に、第5節の「計画の進行管理と見直し」では、95ページの第1の「計画の進行管理」の3行目で「環境の状況や本計画に掲げられた諸施策の実施状況、さらに目標の達成状況を把握し、毎年、年次報告としてとりまとめ、これを大阪府議会及び大阪府環境審議会に報告する」としております。

内容につきましては以上でございます。

次に、府民の方々のご意見をお聴きするスケジュール等でございますが、現在、私どもとしましては、2月23日以降府下5カ所で説明会を開きまして、その他、随時説明会

の機会を設けながら、また、資料につきましては、大阪府の環境情報コーナー、府政情報センター及び府民情報プラザ合計23カ所で、概案の資料の配布ができるように、周知に努めてまいりたいと考えております。

また、ご意見につきましては、3月15日まで、郵便、ファクシミリ、あるいは直接のご提出などをおもちまして、書面でご意見をお聴きして、それらについては意見集というものをもとめあげた上で、計画への反映を検討していくという手順を考えてございます。

計画の策定は、本年度内に策定を図ることとして、準備を進めております。

また、電子ネットワークと申しますか、O-NET24によります情報提供なども現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

この「計画概案」については、ご承知のように、昨年9月26日に答申したところでございますが、その内容を十分に踏まえて、作成された次第でございます。

また、府民の意見の聴取につきましては、前回の審議会でご論議をいただきまして、特に必要だということございまして、答申の付帯意見としてございました。また、私から知事にも口頭で特に申し入れたところでございますが、今説明がございましたように、この概案を公表して、説明会を開催するなど広く府民のご意見を聴いていただけるということでございます。

総合計画の内容につきましては、この場で審議をするということではございませんが、せっかくの機会でございますので、ご意見なりご質問をいただけたらと思う次第でございます。

○須田委員 須田でございます。

1つは、非常に重要な問題だと思いますので、短時間に府庁が総力を挙げてやっていたことに対しては、府民としてお礼を申し上げたいという気持ちなんですけれども、そうあわてて、この重要な問題を、いわば9月に答申して、今日までに案ができて、さらに3月までに確定という、あわててやらなければいけないような性質でもないように思いまして、もう少しいろいろな方面で意見を聴かれたらどうかと思います。

今のお話ですと、資料提供は23カ所で、書面提出が3月15日で、2月23日から5カ所で説明会ということですが、もう少し各種団体とか、いろいろなところでご意見をお聴きになるとかいうことをぜひしていただきたい。そして、せめて答申から1年くらいか

けて作成したっていいんじゃないかと私自身は思っておりますので、ひとつお願い申し上げたいと思います。

それから第2点は、少し内容が抽象的過ぎるのではないかと思います。何とかもう少し見えた形で、例えばこれくらいの時期には数値としてこれくらいのものになりますよとか、もちろん数値化できないものもたくさんあると思いますが、例えば生活環境項目などにつきましては、環境基準がたくさん制定されたりしていますし、それに対していつ頃までにはこういう形で数値として達成していきたいとか、あるいはその方策としてこういうふうやっていくということをもう少し具体的にさせていただかないと、何かこう、非常にきれいな言葉がたくさん並んでいるんですが、見えたものになってきてないんじゃないかというふうに思いますので、せめて、例えば環境基準の設定されているような項目については、達成されてないところについて、こういうふう達成していきます、その数値はこのくらいですということをぜひ提示していただきたい。これは意見の2つ目です。

それから3つ目は、もう少し地域ごとの計画というのも必要ではないか。これはいわば海域も含めて大阪府下全体ということになっていきますけれども、大阪府も広うございまして、それぞれの地域に環境問題についてそれぞれのいわば特徴なり、あるいは問題を抱えていると思うんです。やはり総合計画という限りは、どういうふうに地域を分けたいのかということは私はわかりませんが、昔から伝統では摂河泉という言葉もありますし、さらに、北摂とか、北河内とか、いろいろな呼び方がございます。そういう、それぞれのある程度地域的なまとまりのある、特色のあるところで分けられるところは、そういう地域ごとの計画をぜひ出していただいて、その地域に住んでいる人は、大体こういう環境になるんだなということがぜひ見えるようにしていただければありがたい、ということをお願い申し上げます。

○矢吹会長 ありがとうございます。事務局から説明がありますか。

○吉田環境管理室長 第1点目の府民の方々のご意見を聴く方法でございますが、期間につきましては、今年度策定ということで、2月に諮問させていただいたときからのスケジュールで今進めておりますけれども、なお広く府民の方々の意見を聴くことにつきましては、こちらの方で準備をしております説明会以外に、ご説明をさせていただく機会はさらに設けていきたいというふうに考えております。

それから2番目の生活環境等の環境基準といいますが、そういうものについてどのよ

うにいつ頃までということですが、可能な限り、こちらの方では項目として掲げて、対策を講じていくということで記述したつもりでございますが、なお、見えにくいといえますか、そういったご意見につきましては、今後工夫できるところはしていくべきであろうと考えております。

なお、現在の環境の状況といいますのは、この計画の中でも再三記述しておりますし、また、答申でもいただきました内容にもございますように、社会経済との関係でありますとか、ライフスタイルとの関係でありますとか、単に直接的な発生源だけではなくて、環境に与える影響の根底の部分といいますか、そういうものにも踏み込んで対策を講じる必要がある等のことがございまして、なかなか見えやすいものというものについては、これからさらに工夫をする必要があるかと考えております。

それから抽象的な計画の中身だということにつきましては、現在、「NEW STEP 21」がございまして、これは、社会指標の将来動向というものを踏まえまして、シミュレーションをいたしております。現在、大阪府の総合計画につきましては、2001年までの計画でございまして、それ以降につきましては、新たな社会動向の指標等が出されました段階で、直ちにそういったことについての計画の見直しというか、充実を図ってまいりたいということで、96ページに示しています。「計画の見直し」ということで、「必要に応じて計画の点検・見直し、修正を行う必要がある。府域の将来における人口動態や産業動向等の社会指標が改められた場合には、速やかに計画を見直すこととし」とありますが、この時点では、そういった数値を用いまして、環境の濃度がどのようになるかとか、いわゆるシミュレーション等も含めた検討を加えることが必要であろうというふうに考えております。

それから3番目の地域ごとでございますが、地域について検討してまいりました過程では、いろいろな地域のくくり方がございます。例えば、先ほど水の関係でのご審議がありましたときに、大和川というお話がございましたが、いわゆる水域というくくりもございまして、また、大気につきましては、それぞれの汚染の濃度の広がりというものもございまして、そのほか、緑の関係、緑地の関係といいますかそういったものもございまして、また、歴史文化という視点での環境もございまして、環境としてあるエリアを区切ってしまうというのは、非常に難しくなって、現在の環境総合計画は、冒頭でも申し上げましたように、4つの環境——生活環境、自然環境、都市環境、地球環境の4つを全て包含して、総合計画を策定いたしました関係から、なかなか地域ごとということ

にはならない状態でございます。

なお、この総合計画を参考にさせていただきまして、それぞれの市なりで、またそれぞれが地元の特性を活かした計画をお考えのところもございますが、そういったところで、今委員のご意見にございましたような地域特性といったものを出していただければ、より地域に密着したものを出していただければというようなことも期待しているところでございます。

以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

いろいろご意見もおありだと思いますが、専門委員会の委員長をされました中馬会長代理の方から、この案についてご感想をひとつお願いいたします。

○中馬会長代理 専門委員会の委員長といたしまして、委員会での論議は十分に踏まえられていると思います。また、答申の内容につきましても十分踏まえられていると思います。さらに、私どもがほかの審議会等との関係から取り上げなかった問題につきましても、全庁的なプロジェクトチームということで取り上げていただいております。

1点だけ申し上げますと、前回の審議会の折には、答申の中に、公害の被害者の救済の問題について全然触れていないということを委員からご指摘をいただきまして、私はそのときに、それは衛生対策審議会等の関係で触れなかったということを申し上げたんですが、ちょっと気になっておりました。今回の概案の中では、44ページの第7「環境保健対策等の推進」の(1)に「公害に係る健康被害の救済と予防」ということで、半ページ以上書かれております。(2)には「公害等の苦情及び紛争の処理」ということで、半ページほど取り上げられております。そういうふうに全庁的なプロジェクトチームということで、答申で触れなかった部分まで取り上げられておりますので、私といたしましてはこれで十分であるというふうに考えております。

○矢吹会長 ありがとうございます。

○阿部委員 私は須田委員から指摘された点については全く同感です。

1つは、「NEW STEP 21」が3月に概案が発表されて、約1年半かけて策定されたこの「NEW STEP 21」を策定する期間といいますか、これから見ても、きょう概案が発表されて、3月の中旬にはもう府民の意見は終わりだと。そして成案をつくるということでは、余りにも期間が短か過ぎるのではないかという感を拭えません。21世紀を目指したこの大阪の環境をどうするんだという問題を、その基本になる計画を策定するに当た

っては、十分時間をかけて、私は、府民の意見を聴いて、それが新たにこの案にどのよう
に反映されたのかということ、さらにもう一度府民に返して、そして意見を聴くとい
う、府民との間でキャッチボールができるような期間はぜひ確保していただきたい。
よく練り上げて、本当に実効ある計画にしていくために努力をしていただきたいという
ふうに1つは思います。

そういう意味では、各ブロックで意見を聴かれると同時に、この間、大阪の環境問題
に携わってこられた団体や個人、様々な府民の諸団体からも意見を聴くなり、それを反
映した上で、概案をさらに充実させていくというふうに進めていただきたいと思ひます。

それから2つ目は、私も抽象的な感が拭えないということで、例えば先ほど問題にな
った大阪湾の水質問題、あるいは河川の問題、地下水の問題など、環境基準の未達成が
非常に多い。いつまでに環境基準を達成するのか。そして、そのためにどのような手だ
てをとっていくのかということが府民に見えるような総合計画でなかったら、絵にかい
た餅だということにならざるを得ないのではないか。例えば窒素酸化物などの規制基準
が2000年には達成不可能ではないか。私も吹田から出てきていますから、吹田がまだ自
動車の排ガスの基準では達成できていない。このままでいけば達成の見通しが非常に難
しいということすら言われている中で、せめてまだ未達成のところ、7局ですか、これ
を2000年までには達成する。そのためにこうした手だてをとるといふ具体的な府として
の総合計画が示されなかったら、府民にとっては実効ある案にはなかなかならないので
はないか。

その点では、例えば箕面や茨木などの山間部、これには大規模に開発されていく計画
なども府は持っていますけれども、こうしたものと今の大阪府の緑の問題などはぶつか
らざるを得ないというふうに思うんです、環境総合計画と。この点が全くこの総合計画
の中では触れられていないことだとか、あるいは高速道路計画、あるいは道路計画が立
てられていますけれども、こうしたものも、この総合計画から見て、環境基準を達成し
ていく上では見直さざるを得ないものは見直すというような、環境総合計画が優位に立
った大阪府のまちづくりや開発計画などもきちんと見るというんですか、計画の中に含
めて指摘をしていかなければ、やはり実効あるものにはならないのではないか、とい
うふうに私は非常に危惧をするわけです。

せめて大阪湾とか、あるいは窒素酸化物、自動車排ガスの問題とか、あるいは大阪の
緑をこれ以上減らさないということなども含めて、具体的な数値をあげて、その達成の

方策を総合計画にはぜひ盛り込んでほしい。そのために、府民の意見を聴く分は聴いて、府民の理解と合意を得られるようなよりよいものにぜひしていただきたいと思います。

○矢吹会長 ありがとうございます。

私もいろいろなところの審議会の会長をやっておりますので、いろいろな市町村は、この内容をもとに、その市町村に適応するような施策を今講じておられるわけですし、最終的なところは、そのように府議会の皆さんもご出身の地域において働きかけていただければ、非常に有効ではないかと思えます。

○阿部委員 もちろんですが、これに基づいて実施するんですから、府がどういう計画を持つかというのは、地方自治体の計画に大きく影響を与える。だから、そういうものにふさわしいものにしてほしいということです。

○矢吹会長 貴重なご意見ですから、それを踏まえて、これからいろいろやっていきたいと思えます。いろいろな地域が関係しておりますので、大変な細かいところまでいくようになりますので、ぜひそういう面でご協力をいただいて、すばらしい計画をつくっていただきたいと思っております。

いろいろご意見はおありだとは思いますが、これから府民のご意見や、また皆さん方もご意見がございましたら、直接府の環境政策課の方にご意見を賜りたいと思えます。府としては、皆さんのご意見を踏まえながら、環境総合計画の策定を進めていただきたいということを私からもお願いする次第でございます。

そのほかに何かご意見はございませんでしょうか。

○阿部委員 3月15日という期限ですが、3月末にはもう仕上げてしまうというのは、その点はどうなるんですか。

○矢吹会長 ご報告をいただくということで、きょうは審議する機会ではございませんので。

○阿部委員 審議じゃないんですが、3月15日で締め切る、そして3月末には仕上げてしまうというふうな進め方について報告されてますのでね、そういう短期間じゃなくて、十分時間をとってほしいということで、その問題については配慮してほしいと思えます。

○井上環境局長 環境局長でございます。

先ほど阿部委員の大阪湾の汚れの問題、あるいは緑を守らなければならないということにつきましては、ただいま担当課長が「概案」の中で説明をいたしましたとおり、それぞれできる限り具体的な記述をしておるものと我々も思っておりますので、よろし

くお願いを賜りたいと思います。

それから、1年ぐらいであわててつくるな、じっくりと時間をかけていいものをつくれということでございます。誠にそのとおりだと思います。しかしながら、諮問をお願いをいたしましたときにも、1年という間に鋭意努力していいものをつくってまいりますということで、諮問をさせていただいた経緯もありますし、我々行政といたしまして、大阪府議会等のいろいろな議論、あるいは過程の中で、これは今年度末をめどに策定したいということもアナウンスしてございます。

と申しますのも、ご案内のように、大阪府環境基本条例が一番根幹でございますが、これが施行されて1年半経っておりまして、大阪府環境基本条例を制定させていただき、それを施行したときからも、これは一つの大きな宿題であり、基本的な道筋、プログラムでもございました。したがって、当審議会におかれましては、環境基本条例のときも随分いろんな議論をいただきまして、いわば我々はそのときからそういった視野といたしますか、勉強といたしますか、そういう積み重ねもあったわけでございまして、1年プラス何か月かは当然あるわけでございます。それと今、全庁挙げて、先ほど会長からもありましたが、ほとんどの部局と関係する課を動員いたしまして、その間、鋭意詰めてまいったわけでございまして、そういったことで、我々としては、これからさらに、もちろん各界、府民の方々の意見を聴くべきものは聴くつもりでおりますし、そういう予定もしておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

いろいろご意見が出ましたので、ぜひそういうご意見をごしんしゃくいただいて、いい総合計画をつくっていただきたいということを最後をお願いいたしたいと思います。

それでは、いろいろと貴重なご意見をいただきましたけれども、本日はこれで終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

(午前11時42分閉会)